

内容

I. インボイス

- 電子インボイスに関する 2018 年 9 月 12 日付政令 119/2018/ND-CP 号

II. 法人税

- 議定 20 に規定される支払利息に関する 2018 年 1 月 24 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター3966/CT-TTHT 号
- 長期投資の引当金に関する 2018 年 6 月 29 日付ホーチミン税務局発行オフィシャルレター6315/CT-TTHT 号
- 国家教育機関への援助に関する 2018 年 8 月 3 日付教育訓練省発行通達 16/2018/TT-BGDDT 号

III. 外国契約者税

- 海外における立替保険料の外国契約者税に関する 2018 年 9 月 4 日付ロンアン省税務局発行オフィシャルレター2105/CT-TTHT 号

IV. その他

- 病気手当に関する 2018 年 9 月 27 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャルレター 1904/BHXH-CD 号



I. インボイス

電子インボイスに関する 2018 年 9 月 12 日付政令 119/2018/ND-CP 号

2018 年 9 月 12 日、政府は「物品販売・サービス提供にかかる電子インボイスの利用に関する政令 Decree 119/2018/ND-CP」を発行した。本 Decree によれば、遅くとも 2020 年 11 月 1 日までに全ての企業・個人事業主等は電子インボイスを利用しなければならない旨が規定されている。これに伴い、紙ベースの注文印刷インボイス・自己印刷インボイス及び税務局から購入するインボイスの利用は 2020 年 10 月 31 日までとなる。

2020 年 11 月 1 日より、全ての企業は物品販売・サービス提供の際に税務局の承認コード入りの電子インボイスを発行しなければならない。従業員数が 10 名以上かつ前年度の売上が 30 億～100 億 VND（約 12 万 8000USD～42 万 7000USD）である個人事業主も対象となる。

電力・石油・郵政通信・運送・水道・金融保険・医療・通販及び小売企業は任意で税務局の承認コード無し電子インボイス利用を選択できる。税務局の承認コード入りインボイスの利用有無については、本 Decree 付録のフォーム 01 を以て、事前に税務総局の企業データベースへ登録する必要がある。

また、物品販売・サービス提供時、20 万 VND 未満の売上であったとしても電子インボイスを発行しなければならない。

本 Decree は 2018 年 11 月 1 日に発効する。

参照法令

政府発行 2018 年 9 月 12 日付政令 Decree 119/2018/ND-CP

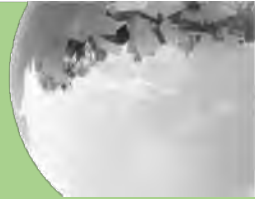
II. 法人税

議定 20 に規定される支払利息に関する 2018 年 1 月 24 日付ハノイ税務局発行オフィシャルレター 3966/CT-TTHT 号

本オフィシャルレターによると、支払利息が会計基準 16 号に基づき原価に含められる条件を満たす場合、政令 20/2017/ND-CP 号第 8 条第 3 項に基づき EBITDA 20%と比較する際に当期総支払利息に含まない。

上記は通達 41/2017/TT-BTC 号の付録 II におけるガイダンスと適合し、支払利息は当期財務費用と見なされる。

また、政令 20/2017/ND-CP 号第 8 条第 3 項により課税所得を確定する際に支払利息と受取利息の相殺を実施することができる。



長期投資の引当金に関する 2018 年 6 月 29 日付ホーチミン税務局発行 オフィシャルレター6315/CT-TTHT 号

通達 228/2009/TT-BTC 号第 5 条第 2 項（通達 89/2013/TT-BTC 号第 1 条にて改正）によると、他の会社への出資資本金は長期投資と見なされる。

よって年末に損益計算書上で想定外の損失が発生する場合、会社は長期投資引当金計上を行い、損金算入が認められる。

引当金は通達 89/2013/TT-BTC 号第 1 条 c に基づき算定される。

国家教育機関への援助に関する 2018 年 8 月 3 日付教育訓練省発行通達 16/2018/TT-BGDDT 号

本通達は教育機関に対する援助方法を追加する。

具体的には、現金、現物での援助方法以外に、著作権等の知的財産権の無償による移転又は
使用権供与、土地使用権、労働供与、トレーニングサービス提供、教育機関に観光ツアー、
調査、セミナー、コンサルティングの無償供与を含む。

上記の援助は自発的かつオープンで公正に行われ、強制や最低金額の指定は行わない。また、
援助は教育・訓練サービスを提供されるための条件ではない。また、教育機関に対する援助
は通達 96/2015/TT-BTC 号第 4 条第 2.22 項における条件を満たせば損金算入を認められる。

本通達は 2018 年 9 月 18 日に発効し、2012 年 9 月 10 日付通達 29/2012/TT-BGDDT に代わ
る。

III. 外国契約者税

海外における立替保険料の外国契約者税に関する 2018 年 9 月 4 日付 ロンアン省税務局発行オフィシャルレター2105/CT-TTHT 号

海外における親会社の子会社にグループの政策によりリスクコントロール目的で海外保険に
加入し、保険料（商品負担保険、公共責任保険、環境保険など）を立替を行う場合、
ベトナム法人が親会社に海外送金を行う際に外国契約者税の申告・納付する責任がある。

外国契約者税の税率は VAT5% と CIT5% になる。



IV. その他

病気手当に関する 2018 年 9 月 27 日付ホーチミン市税務局発行オフィシャル レター1904/BHXH-CD 号

通達 59/2015/TT-BLDTBXH 号第 3 条第 2.c 項によると、労働者が無給休暇中に病気になる場合、病気手当を受け取れない。

そのため、労働者が 14 日以上（当該月は保険料納付不要）の無給休暇を取得した月に、当該無給休暇と別の日に病気で休暇を取る場合、その月に社会保険料を納付していなくても病気手当を受け取れる。



I-GLOCAL CO., LTD.

VINA BOOKKEEPING CO., LTD

Ho Chi Minh City Office

14th Floor, TNR Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1, HCMC, Vietnam

Tel: +84 28 3827 8096 Fax: +84 28 3827 8097

Takayuki Jitsuhara (真原): takayuki.jitsuhara@i-glocal.com

Vo Tan Huu: vo.tan.huu@i-glocal.com

Tran Nguyen Trung: tran.nguyen.trung@i-glocal.com

Cao Hoang Vuong: cao.hoang.vuong@i-glocal.com

Tran Cong Hung: tran.cong.hung@i-glocal.com

Duong Quynh Nga: duong.quynh.nga@vinabookkeeping.com

Hanoi Office

R.1206, 12th Floor, Indochina Plaza Hanoi Tower, 241 Xuan Thuy, Cau Giay Dist., Hanoi, Vietnam

Tel: +84 4 2220 0334 Fax: +84 4 2220 0335

Naoki Fukumoto (福本): naoki.fukumoto@i-glocal.com

Ta Huong Ly: ta.huong.ly@i-glocal.com

Nguyen Thi Dung: nguyen.thi.dung@vinabookkeeping.com

Website: <http://www.i-glocal.com>

<http://www.vinabookkeeping.com>